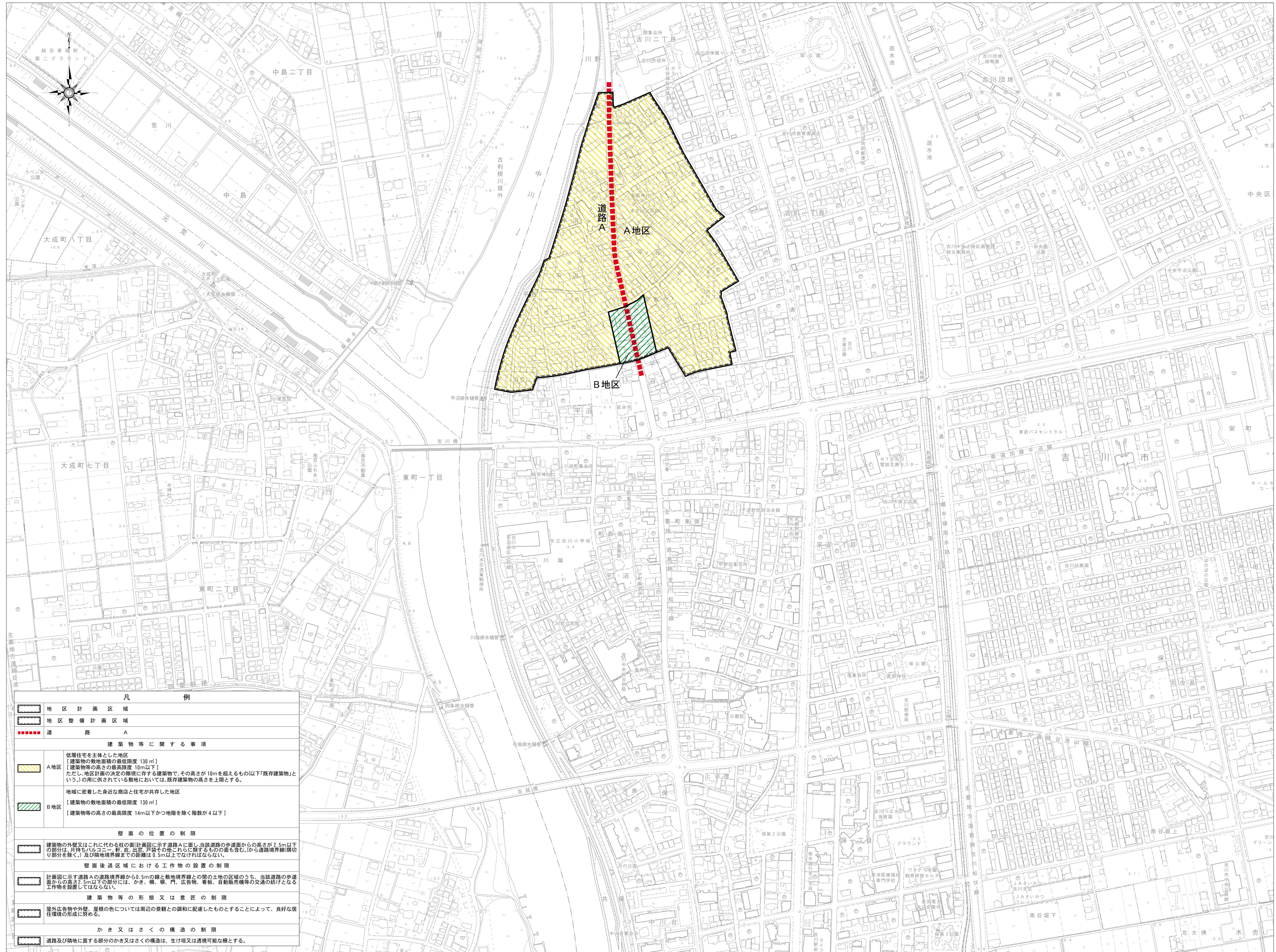


地区整備計画図



凡 例	
	地区計画区域
	道路 A
建築物等に関する事項	
	低層住宅を主体とした地区 【建築物の敷地面積の最低限度 130㎡】 【建築物等の高さの最高限度 10m以下】 ただし、地区計画の決定の現行に存する建築物で、その高さが10mを超えるもの(以下「既存建築物」という。)の用に供されている敷地においては、既存建築物の高さを上限とする。
	地域に密着した身近な商店と住宅が共存した地区 【建築物の敷地面積の最低限度 130㎡】 【建築物等の高さの最高限度 14m以下かつ地階を除く階数が4以下】
壁面の位置の制限	
	建築物の外壁又はこれに代わる面(付着面に示す道路Aに面し当該道路の歩道面からの高さが2.5m以下の部分は、片持ちバルコニー、軒、庇、出窓、戸袋その他これらに類するものをも含む。)から道路境界線(隣切り部分を除く。)及び用地境界線までの距離は0.5m以上でなければならない。
壁面後退区域における工作物の設置の制限	
	計画図に示す道路Aの道路境界線から0.5mの線と敷地境界線との間の土地の区域のうち、当該道路の歩道面からの高さ2.5m以下の部分には、かき、柵、門、広告物、看板、自動販売機等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	
	屋外広告物や外壁、屋根の色については周辺の景観との調和に配慮したものとすることによって、良好な居住環境の形成に努める。
かき又はさくの構造の制限	
	道路及び隣地に面する部分のかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な構とする。